

# 宅地建物取引業関係の手数料を納付されるみなさまへ

## 令和3年10月1日から納付方法が変わります

現在、宅地建物取引業関係の手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。令和3年10月1日からは以下の納付方法に変わります。

### (申請窓口と納付方法)

本店所在地等	申請窓口	納付方法
東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡）	東部建築住宅事務所	東部建築住宅事務所から納付書入手いただき、お近くの銀行（ゆうちょ銀行は中国5県内の店舗のみ）、コンビニ等でお支払いいただき、申請書に領収書を添付して申請してください。 ※バーコードを利用した手数料納付は、東部建築住宅事務所は納付できませんので御了承ください
中部地区（倉吉市、東伯郡）	中部総合事務所 環境建築局建築住宅課	各総合事務所の申請窓口より、手数料が印字されたバーコードをお渡ししますので、各総合事務所の手数料窓口にて納付していただき、レシート添付して申請してください。（現金、電子マネー、クレジットカードによる納付可能です）
西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）	西部総合事務所 環境建築局建築住宅課	※バーコードを利用した手数料納付は、東部建築住宅事務所は納付できませんので御了承ください
上記以外の地域	生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課	専用口座への振り込みにより納付してください。なお、振込手数料については、申請者負担となりますので予め御了承ください。（詳細は住まいまちづくり課に御相談ください）

### ■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

### ■使用予定がない証紙の払い戻し

令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。  
※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。  
※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。

### <問い合わせ先>


#### ○宅地建物取引業関係の手続きに係る手数料の納付に関すること

鳥取県生活環境部 くらしの安心局住まいまちづくり課 管理担当  
電話：0857-26-7411

#### ○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話：0857-26-7437  
(鳥取市東町1丁目220)

## 各総合事務所で手数料窓口収納（POS レジ）される場合

申請者	収納窓口
<p>① 必要事項を記入した申請書を準備してください。</p> <p>【例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">○○○申請書</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <p>②各総合事務所建築住宅課で、手数料納付バーコードを取得してください。 (シールでお渡しします)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">     </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <p>④レシートを添付した納付票を県に提出し、申請完了です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">手数料納付票</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     &lt;レシート&gt; ¥5,500-                 </div> </div> </div>	<p>③【申請者】納付票(バーコード)を提示し、手数料を納付（現金又はキャッシュ決済）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">○○○申請書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; height: 20px;"></div> </div> </div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="font-size: 2em;">¥</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">→ 収納窓口では POS レジでバーコードを読み取って収納手続きを行ってください。 納付後、レシートを2枚交付されます。 (納付票添付用と申請者控え用)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

### 【レシートの例】

#### 申請者保有レシート

鳥取県

申請手続き完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

2021年 9月15日 (水) 14時22分

人数 1人  
一般旅券10年  
2100060102008  
②2,000 4通 8,000  
<小計> ¥8,000  
<合計> ¥8,000  
現金 ¥8,000

お預り ¥10,000  
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004  
T-00001-01

#### 県提出用レシート

鳥取県

申請手続き完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年 9月15日 (水) 14時22分

人数 1人  
一般旅券10年  
2100060102008  
②2,000 4通 8,000  
<小計> ¥8,000  
<合計> ¥8,000  
現金 ¥8,000

お預り ¥10,000  
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004  
T-00001-01

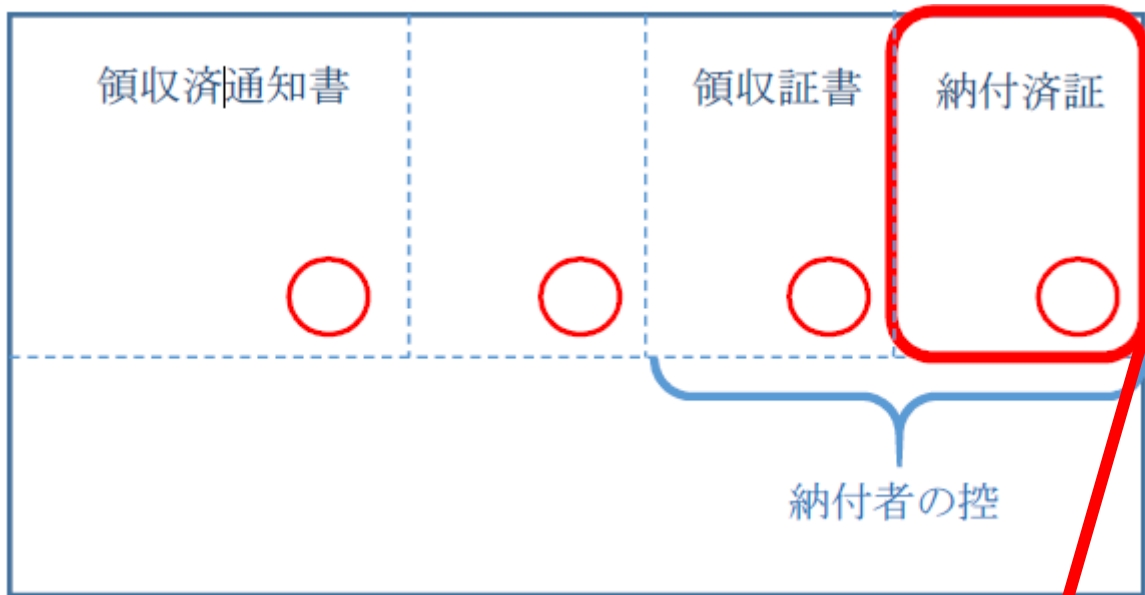
## 納付書で手数料を納付する場合について

納付書を利用して、手数料を納付した場合は、次のように、納付済証を申請書に貼付けして申請してください。

【注意】納付書は発行した当該年度内のみ利用できます。

1. 納付書を利用して金融機関、コンビニ等で支払い

【納付書の例】



2. 申請書に納付済領収証を貼付けて申請

